

第十三回 参議院郵政委員会會議録第一号

昭和二十七年二月五日(火曜日)午後二時五十一分開会

委員氏名

委員長 岩崎正三郎君  
理事 中川 幸平君  
理事 柏木 庫治君  
池田七郎兵衛君  
石坂 豊一君  
大島 定吉君  
城 義臣君  
島村 軍次君  
三木 治朗君  
大隈 信幸君

委員の異動

十二月十五日委員三木治朗君、大隈信幸君及び池田七郎兵衛君辭任につき、その補欠として和田博雄君及び駒井藤平君を議長において指名した。  
一月二十五日委員島村軍次君辭任につき、その補欠として西田天香君を議長において指名した。  
二月四日委員大島定吉君辭任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩崎正三郎君  
理事 中川 幸平君  
柏木 庫治君  
委員 城 義臣君  
駒井 藤平君

國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君  
電氣通信大臣 佐藤 榮作君

政府委員

郵政事務次官 寺本 齋君  
郵政省郵務局長 松井 一郎君  
郵政省簡易保險局長 白根 玉喜君  
事務局側  
常任委員 生田 武夫君  
常任委員 會專門員 勝矢 和三君  
會專門員

本日の會議に付した事件

○連合國占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の檢閲に關する件を廃止する法律案(内閣送付)  
○簡易生命保險法の一部を改正する法律案(内閣送付)  
○派遣議員の報告  
○郵政事業の運営実情に關する調査の件  
(昭和二十七年年度郵政省關係予算及び郵政省所管事項に關する件)

○委員長(岩崎正三郎君) それでは委員會を始めます。

先ず公報所載の通りに、連合國占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の檢閲に關する件を廃止する法律案、この予備審査でございますが、先ず政府委員の御説明をお願いいたします。それと同時に簡易生命保險法の一部を改正する法律案、兩者一緒に説明をお願いいたします。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今議題となりました簡易生命保險法の一部を改正する法律案並びに連合國占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の檢閲に

關する件を廃止する法律案について提案理由を御説明申し上げます。

先ず簡易生命保險法の一部を改正する法律案について申し上げます。第一点は保險金の最高制限額の引上げについてであります。最近の經濟事情の推移に鑑みましますと、現在の保險金最高制限額五万円を以てしては、制度本来の機能を發揮するには、到底不十分と相成つてゐるのであります。元來、簡易保險の保險金最高制限額は、本事業開始以來、薄資勤勞者階級の老後における生活安定、或いは最終医療費、葬祭費及び被保險者の死亡後における遺族の生活保障に必要な額を基準として定められて來たものであります。従ひまして、今日における医療費、葬祭費、遺族生活費、並びに物価指數等に鑑みまして、これを相當程度に引上げることが必要となるのであります。最近における民間保險の状況等を考慮いたしまして、これを八万円に引上げることとしたものと存じます。第二点は保險契約の乗換制度の廃止についてであります。戦後インフレに伴う事業合理化の一方途といたしまして、先に昭和二十一年九月三十日以前に締結されました小額の保險契約につきまして、加入者の要望を考慮いたし、これら契約の積立金を引当として、保險金の、より高額の保險契約に乘換える制度、即ち、いわゆる保險契約の乘換制度を設けたのであります。当初六千六百万件にも及びました。これら小額契約も今日までにその大部分が整理されまして、現在

においては一千七百万件が残されておる状況であります。従ひまして、この保險契約の乘換制度は、おおむねその目的を達したものと考えられますので、ここにこの乘換制度を廃止することにいたしました。次に、右に申述べました小額保險契約の保險料の取立を停止しようとするものであります。元來、簡易生命保險事業におきましては、龐大な件数に上る保險契約の保險料を毎月徴収することを建前としたしておりますので、これらの保險料の徴収には、相當な人員と物件費を必要とするのであります。只今申しましたように、小額契約につきましては、乗換によつて大半が整理いたしまして、約七千万件が現存しているわけでありまして、今回これらの契約につきましては、郵便局窓口に払込むもの、保險料を一年分以上前納するもの、団体払込のもの等のものを除きまして、特に毎月集金するものを省き、人員の節約により事業經營の合理化に努めたいと考へた次第であります。これらの契約の保險料は微々たるものでありますので、事業収入の確保の上にはさして影響しないのであります。なお、かような方法によつて保險料の払込をしない契約につきましては、保險金等を支払う際、未払となつております保險料の額を差引くことといたします。が、格別加入者に対しましては、不利益になる虞れはないのであります。

次に連合國占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の檢閲に關する件を廃止する法律案について御説明申し上げます。この法律案で廃止しようとする昭和二十年閣令第四十三号は、同年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基いて制定されたものであります。その内容は、内閣總理大臣が連合軍最高司令官の要求により連合國占領軍のなす郵便物、電報及び電話通話の檢閲に協力するため当該官吏をして必要な行為をなさしめることができることを定めたものであります。ところが右の連合國占領軍の檢閲は事実上昭和二十四年十月限りまでに廃止されておりますと共に、先般締結されました平和條約の効力が発生すれば、右の閣令は廃止されるべきものでありますので、ここにこの法律案を提出した次第であります。以上二法案につきまして、何とぞ十分御審議の上御可決下さるようお願いする次第であります。

○委員長(岩崎正三郎君) 今の大臣の御説明について御質問ございませうか。

○城義臣君 簡易生命保險法の一部を改正する法律案のこの制限額を引上げるといふことであります。五万円を八万円に改めるといふこの数字的な理由は何の辺にございませうか。実は私のほうといたしましては、この八万円といふような数字は少し低いのではないかと、いろいろな感じを率直に持つております。従ひましてそれらの党派でいろいろなお考えもあられしうが、参議院における自由党といたしましては

最終的結論には未だ到達しておりませんけれども、速かに態度を決定したいのですが、あらましその考え方を申し上げますと、いづれにしても八万円は低過ぎる、或いは十五万円ではどうかとか、或いは十万円説も出ているようでありますが、提案理由の説明にも経済事情の推移に鑑みというようになつておられますれば当然これは少くとも最低十万円程度に上げるのが妥当じゃないかという空気が強いので、この際政府におかれましてはどういう理由で八万円に改めるといふことをなさいましたか、その辺の事情を伺いたいと思います。

○国務大臣(佐藤作樂) 只今提案の趣旨のうちに申述べましたように簡易生命保険本来の使命を達しますために、以前にきめました最高限五万円、これでは小額だ。そこで最近の情勢に應じた金額に是非とも改めたい、かように考えまして、昨年来種々検討をいたして参つたわけでありまして、只今城委員からのお話にもありましたように、この金額の決定につきましてはいろいろの御意見がござりだと思ひます。政府といたしましてはそれらの点を勘案いたしますと同時に、民間保険の現状等をも脱み合せまして、民間並びに政府の保険、簡易保険と申すのでありますが、これらを一緒にいたしまして、いわゆる保険業の発達を図つて行く、双方の間に無理のない調和をとつて参る、かような観点に立ちまして今回は先ず八万円、かようにいたそうというので、きめたような次第であります。この点につきましては、なおもう少し詳しく申し上げないとなか／＼事情等につきましておわかりを得ること

が容易ではないかと思ひますが、この簡易生命保険の事業本来の建前から申しますれば、医療費なり、葬祭費なり、遺族生活費だけの立場だけで考えますと、相当な金額引上が必要だろ、かように考えるわけでありまして、併しながら只今申上げますように、民間保険のほうには終戦直後インフレ等の非常な影響をこうむつておりますが、その結果と申しますか、なか／＼十分の資金吸収も困難なように考えられるのであります。別に簡易生命保険の立場から民間の保険を援助するといふ考え方はありませんが、政府としては官民これを通じまして、そうして貯蓄奨励という意味を以ての適当な金額を定めるといふ構想の下に、この八万円程度にすることによつて一面簡易保険が当面しております問題は或る程度で解決ができるし、同時にこの程度でありますならば、民衆に對しましても非常な圧迫を加へるというようないふことにならないで済むのではないか、かような考え方をいたした次第であります。

○委員長(岩崎正三郎君) この今の城君の御質問の点については、又あとで懇談会でもつと突つこんだ当局のお話も聞きたいし、又お互いの話をしたいと思ひますので、この点に関する質問は一応この程度にしたいと思ひます。(どうぞ)と呼ぶ者あり

○政府委員(白根玉書君) 金額とい

しまして年間二億六千万円程度でございます。保険料でございます。

○委員長(岩崎正三郎君) ほかに御質問ございませんか。……それでは一応この程度にいたします。

○委員長(岩崎正三郎君) 次の案件の派遣議員の報告に移りますが、第一班、第二班、第三班に分けて、先ず第一班のほうは大島君と大島君とで参りました。大島君が今度ほかの委員会に参りましたので、実は大島君に報告してもらおうと思ひましたけれども、そういうわけで、私が代つて御報告いたします。

最近関西地方に参りました第一班の現地調査の報告をいたします。先に実施されました定員法改正に基く定員減少については、我々の出張の當時はまだ本省から具体的数字の通達がなく、従つて地方各局においても減員に對する業務取扱方法の変更その他の調整は請ぜられておらなかつたのであります。併し各局においては整理退職希望者を調査しておりましたが、女子職員及び勤続十年未満の者に案外に退職希望者が多かつたといふことは注目すべきこととてございます。

内を合計いたしますと、一億一千万通で、前年に比して三割二分の増加であつたのであります。このうち約六割は昨年玉附葉書であつて、各局共にこれが売捌きには前年より苦勞を感じずに、むしろ売切後の断りにあつたやうであります。併し昨年玉附葉書の売捌成績がこのように良好であつたのは、普通葉書に比べて値段が三割という廉価であつたといふことが主原因と見るべきことであつて、明年から五割といふふうに相成りますれば、このようならまい工合を続けることはできないと思ひますので、こういうことから開連いたしましたも来年度は発行部数を五千万くらいは減らしたほうがよろうという現地の希望もあつたやうなわけでありまして、なお郵便関係においては次の諸点について郵政省の善処を要望したいという趣きであります。

一、速達小包制度の実施は極めて時宜に適し、大阪郵政局管内各局を通じて小包引受数が二割三分も増加しているが、半面において関係職員の勞務過重が非常に甚だしく、このためには速かに何らかの救済を考へる必要があると思ひます。その次は、年末首の郵便激増期における局舎の対策が適當でなく、各局とも非常に苦勞してゐる。事業用品の臨時増備も円滑に行われていない。そういうことのため、局舎がその年末首の郵便物激増に對して十分を感じてゐるやうな話を聞いたのであります。その点も考慮をお願いしたい次第であります。それから新料金による五割葉書の配給が遅延してあり、又二割の葉書並びに三割、五割、十割の郵便切手、そういうたい

わゆる郵便の必要な物件が郵政局の在庫に殆んどなくなつておるといふようなこともあつたのであります。これは郵政法改正の直後でありましたので準備に余裕がなかつたかと思ひますけれども、それにしても企業官庁としては怠慢のそしりを免かれないと思ひ次第であります。次に航空郵便の利用は意外に不振でございまして、客年十二月の一日平均物数は大阪中央郵便局扱のもの引受が二百二十八通、到着が三百四通、計五百三十二通に過ぎません。而も大部分は外国郵便に開連するものであつて、純国内便は言うに足らないのであります。これは航空機発着の不確実性、大都市間特別速達郵便の実施等に起因するものであるが、航空郵便の将来性については慎重に研究する必要があると思ひます。

郵便貯金及び簡易保険による政府資金吸収について、大蔵省は二十七年度においては貯金六百二十億、保険三百七十億円の純増を期待しておりますが、次のごとき理由によつて各局においては到底このやうな膨大な純増を実現する自信がないと申しておる次第であります。その理由としましては、(イ)郵便貯金については先に閣議決定の利子引上りが容易に実現せず、公衆の不満が多いこと、特に都会地においては銀行預金の圧力に抗し得ないこと。(ロ)簡易保険については、現行最高保険金額五万円を以ては、はや開拓余力に乏しく、少くとも十五万円程度に引上げるのではありません、本年度の募集目標を著しく上廻る二十七年度の目標の達成は至難である。以上の点は各郵便局勤務者のみならず全通組合幹部の異口同音に陳情するところであつたのであります。

す。我々はおかねてからこの問題に関心を抱つておつたのであるが、今回の現地調査によつて保険問題の解決を促進することが刻下の急務であることを信ずる次第であります。郵便貯金の利子引上の件は、目下政府において総司令部と交渉中とのことでありますが、預金者大衆の利益擁護並びに資本蓄積強化の観点からいたしまして、一日も早く関係法案の国会提出を要する次第であります。又簡易保険については、保険金最高額を少くとも十万円程度に引上げることが、国民大衆の要望に副うことであり、又長期資金吸収の国家的要請にも応え得る方途であると信ずると同時に、積立金運用問題も講和条約発効を見んとする今春においては、自主的解決をなすことが政府及び国会の当面する課題であると考えるわけでございます。

以上が第一班の現地調査報告であります。

第二班の報告をお願いいたします。○楠木康治君 第二班は重点を簡易保険の保険金引上問題及び特定局制度の改編問題に置いた関係上、この二つについて報告をいたします。

簡易保険の保険金問題であります。第一班の報告にもありました通り、現地各局では多くは三十万円、最低額で十五万円程度に引上げざることを強く要望しております。その理由は大臣の説明にもありました。物価、生計費の現状から見ても、五万円程度の生命保険では死亡後の生活安定に大した効果はなく、民衆も相当の引上を要望しておるためです。制限超過契約をなくするためにも最低十五万円程度が必要であると述べております。二十

七年度において本年度以上の募集を期待されておるが、これには相当額の引上を行わなければ、新規の開拓余地に乏しく、到底成績を向上することはできない。然るに政府からは現在八万円引上の法案が提出されておるのであるが、我々は八万円では小額に過ぎ、引上の効果も乏しいと思ふ。政府はあえて八万円という線を出したのは、主として民間保険業者の反対によると信ずるのであるが、昭和二十五年統計によれば、民間保険新契約の一件平均保険金額は十二万三千九百七十九円である。毎年平均保険金額が三割ぐらいつつ向上しておること。二十五年新契約中、十万円以下の契約は金額百分比において三割三分に過ぎないこと。

現行相統税法による生命保険金の免税点が相統一人につき十万円であること。十万円以下の小額契約を民間会社が保険料月掛集金のごとき方法により営業することは、却つて営業費の損失を招くこと等の観点から、原案八万円を十万円以上に修正することが最も賢明かつ合理的であると考へておる。

特定局の改編問題については大阪郵政局管内旧特定局長幹部四名を招きまして懇談いたしました。これら幹部の主張を総合しますと、特定局長は自由任用の現行制を維持し、公務員法上の特別職として一定の幅で兼業を許してもらいたい。いわゆる請負制度は労働問題等よりして賛成ができない。併し物件費についてはできる限り渡切費にしてもらいたいこと。庶務会計事務を一定の局に集中する現行の指定局制度は弊害が多いから廃止し、その代り小規模局の事務を簡素化してもらいたいこと。

と。これは非常な熱意を以ての要望でありました。電気通信委託業務については、電通側が余りにも自主性を主張するため、郵便局業務の一体的運行に支障を来たし、且つ二重監督の煩に堪えないから、委託を断行するならば、郵政省の一元監督管理に改められたいこと。

大体以上に尽きるものであるが、特定局が全国郵便局の九割以上を占め、郵政会計の採算にも至大の關係を持つておるだけに、この問題は慎重なる検討を要することと思ひます。この電気通信局との問題は私どもをして非常に尤もだと背かしました。我々が見るところを以てすれば、終戦後の改革によつて特定局制度の特徴は著しく後退し、いわゆる画一主義、統一主義の弊に陥つておると思ふ。調和発効を目前に控えて、自主独立的に懸案を解決し得る今日の段階においては、都会地と田舎、集配局と無集配局、定員の多い局と少い局等の区別に照応して、特定局の性格をそれらの事情に適應せしめ得るよう區別を設けてよいのではないかと考へておる。

割合に弊害の少く、むしろ勤勞意欲を刺激し、経済上も節約になる請負制の長所を取入れる余地があるのではないかと。特定局長会のごとき集团的、自治的機構も一定の条件で再開を許してもよいのではないかと等について、更に今後郵政省側とも十分懇談して、最も適當な対策を樹立する必要があると思ふのであります。右御報告いたします。○委員長(岩崎正三郎君) それでは次に第三班の御報告をお願いします。○中川幸平君 第三班として北陸地方の郵政事業の視察に参りました。郵政局、貯金局、研修所、地方の郵便局等

を調査して参りました。詳細は書面として提出いたしますが、その間感じました点、並びにそれらのかたがの要望事項を二、三御報告申し上げておきます。これまで一、二回郵政事業の視察に参りまして、この前申しました通り、いずれへ参りましても他の官庁に見られない気風を見受けまして、これが郵政省氣質というのであらうと思われ。誠に気分がいい感じを受取りました。併しながらその間た何となしに陰鬱な考えをもちたされる事柄があつたのであります。と申ししますこと

は、何か知らん我々は國家に対して大きな赤字を出しておる事業に從事しておるといふような氣持が見受けられて参りました。さういふ赤字を出しておる事業に從事しておる關係上、大臣は大蔵大臣に対して十分なる予算の要求権がないのじやなからうかという僻んだ考へを持つておることがあり／＼と見受けられました。それに対して私どもは赤字を出す出さんは國家の政策上やつておること、決して皆さんは僻んだ考へを持つておらう必要はないのであるといふようなことを申して参りましたが、今回料金の合法化によりまして、それらの点も解消し、その後いろいろと當局の御苦心によつて漸次改善されて、而も年賀郵便もまだ不足するといふような盛況を呈して、どこへ参りましても非常に張切つたふうがありありと見えておりました。今日の待遇でも決して生活は楽ではありませんまいが、それらの点の不平、不満の氣風が少しも見られなかつたという点が非常に私ども喜ばしく感じたのであります。つきましては、その間の総合的な

意見を、要望といふかといふ点を二、三御報告したいと思ひます。先ず行政機構の改革問題、最近電気通信省と運輸省と合体して、さうして運輸通信省ができればというふうな報道がありますので、さういふことをされては大変である、せめて電気通信省と郵政省と元のようにならうというふうな盛んであります。又私どももさういふ感じもいたすのであります。又部内問題でありますが、所管の局長さんによつと聞きずらいかも知れませんが、私どもの考へるところによりますと、あの研修所、これなどは郵政局の所管にしても差支えないのじやなからうか、講師の点その他から見まして、本省直轄でなしに郵政局の所管にしても差支えないじやないか。又監督してやらなくとも、自分らの仕事は自分らの部内で監督する、これでもよくはなからうか。即ち郵政局の中に監督課といふものを置いて、それによつて監督しても差支えないじやなからうかといふような意味のことも考へまして、今回の行政機構の改革について當局において御検討を頂きたいと思ひます。又只今第二班の御報告にありました通り、特定局制度、これは申すまでもなく殆んどがその地方の有力者が局長をやつておられます。これを一般職として縛つておくことが果して郵政事業の進展のためにいいことであるかどうか。これを特別職としてあらゆる地方の交際をさせる、これがやがて郵政事業の発展のために非常にいいことではなからうか。これらの点はその当事者からも何とかがやつてもらいたいといふことを言つております。

した。郵政事業自体から見てもそのほうが適當な処置でなからうか、かように考へておる次第であります。その他貯金預入限度の引上、利率の引上、保険金の最高額の引上、これは先ほどからもお話のありましたごとく、本年度の総予算に對して相当目標額も多い、この目標額を達成するためにどこへ参りましても張切つております。併しながらこの限度を或る程度引上げ、又郵便貯金は利子の引上が非常に眼目であります。又保険金にいたしましても民間保険業者の経営と脱み合す必要もありましようが、現在の経済事情からいたしまして、三万円や四万円の引上では非常に現在の経済事情と合わない、何とかして相当額引上げるようにという事は各地へ参りました異口同音の要求であるのであります。これらの点について我々は十分に検討せなければならんと、かように感じた次第であります。

以上簡單であります。感じたまさを御報告申し上げます。

○委員長(岩崎正三郎君) 報告は一応この程度にいたします。

○委員長(岩崎正三郎君) 次に昭和二十七年郵政省関係予算及び郵政省所管事項に關して大臣から御報告をお願いいたします。

○國務大臣(佐藤榮作君) では私から郵政省当面の問題をいたしまして、去る一月二十三日に国会に提案されました当省所管の昭和二十七年予算案につきまして概略御説明申し上げ、その他一、二併せて御報告申し上げたいと存じます。

先ず郵政事業特別会計の予算であり

ますが、この会計の歳入総額は七百五十九億八千七百九十九万円、この内訳をいたしましては郵便業務収入、即ち郵便切手、郵便葉書等の売上げ収入が二百八十二億五千五百九十九万円、郵便為替及振替貯金等の手数料収入が二十三億六千六百九十九万円、郵便貯金特別会計、簡易保険特別会計及び電気通信特別会計等の他会計からの受入れ収入が三百二十六億八千七百九十九万円、物件貸付料、病院収入等の雑収入が十二億八百九十九万円、郵便局舎等の建設費の分担額として他の会計から受入れれる設備負担金四億四千九百九十九万円と相成つてゐるの

おいて審議願ひました郵便為替、振替貯金の手数料の改正によります年間収入の増加と相成つてゐるのであります。このほか収入印紙及び失業保険印紙の売捌き収入の増加が十六億九百九十九万円、他会計よりの受入れ収入等の増加が七億三千八百九十九万円と相成つてゐるのであります。

次に歳出予算でございますが、これは歳入予算と同額の七百五十九億八千七百九十九万円を計上いたしてゐるのであります。この内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が二百三十三億六千六百九十九万円、為替貯金業務の運営に必要な経費が百四億七千七百九十九万円、保険年金業務の運営に必要な経費が百四億三千五百九十九万円、電気通信省より委託を受けております特定郵便局における電気通信業務の運営費が五十九億六千八百九十九万円、郵便局舎等の建設費が二十七億七千九百九十九万円、これらの業務を運営して行きます上に必要な間接的経費即ち総経費が百十二億一千九百九十九万円、恩給負担金及び失業退職手当の負担金等を他の会計に繰入れる経費が十二億四千九百九十九万円と相成つてゐるのであります。このほか業務外の支出として、失業保険印紙の売捌き代金をそれぞ

制が可能と相成つて参りましたことは郵政事業の基礎を固め将来の発展を期する上におきまして、心強い限りであります。誠に喜ばしいことと存じます。

の歳出予算でございますが、これは歳入予算と同額の七百五十九億八千七百九十九万円を計上いたしてゐるのであります。この内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が二百三十三億六千六百九十九万円、為替貯金業務の運営に必要な経費が百四億七千七百九十九万円、保険年金業務の運営に必要な経費が百四億三千五百九十九万円、電気通信省より委託を受けております特定郵便局における電気通信業務の運営費が五十九億六千八百九十九万円、郵便局舎等の建設費が二十七億七千九百九十九万円、これらの業務を運営して行きます上に必要な間接的経費即ち総経費が百十二億一千九百九十九万円、恩給負担金及び失業退職手当の負担金等を他の会計に繰入れる経費が十二億四千九百九十九万円と相成つてゐるのであります。このほか業務外の支出として、失業保険印紙の売捌き代金をそれぞ

の歳出予算でございますが、これは歳入予算と同額の七百五十九億八千七百九十九万円を計上いたしてゐるのであります。この内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が二百三十三億六千六百九十九万円、為替貯金業務の運営に必要な経費が百四億七千七百九十九万円、保険年金業務の運営に必要な経費が百四億三千五百九十九万円、電気通信省より委託を受けております特定郵便局における電気通信業務の運営費が五十九億六千八百九十九万円、郵便局舎等の建設費が二十七億七千九百九十九万円、これらの業務を運営して行きます上に必要な間接的経費即ち総経費が百十二億一千九百九十九万円、恩給負担金及び失業退職手当の負担金等を他の会計に繰入れる経費が十二億四千九百九十九万円と相成つてゐるのであります。このほか業務外の支出として、失業保険印紙の売捌き代金をそれぞ

の歳出予算でございますが、これは歳入予算と同額の七百五十九億八千七百九十九万円を計上いたしてゐるのであります。この内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が二百三十三億六千六百九十九万円、為替貯金業務の運営に必要な経費が百四億七千七百九十九万円、保険年金業務の運営に必要な経費が百四億三千五百九十九万円、電気通信省より委託を受けております特定郵便局における電気通信業務の運営費が五十九億六千八百九十九万円、郵便局舎等の建設費が二十七億七千九百九十九万円、これらの業務を運営して行きます上に必要な間接的経費即ち総経費が百十二億一千九百九十九万円、恩給負担金及び失業退職手当の負担金等を他の会計に繰入れる経費が十二億四千九百九十九万円と相成つてゐるのであります。このほか業務外の支出として、失業保険印紙の売捌き代金をそれぞ

の歳出予算でございますが、これは歳入予算と同額の七百五十九億八千七百九十九万円を計上いたしてゐるのであります。この内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が二百三十三億六千六百九十九万円、為替貯金業務の運営に必要な経費が百四億七千七百九十九万円、保険年金業務の運営に必要な経費が百四億三千五百九十九万円、電気通信省より委託を受けております特定郵便局における電気通信業務の運営費が五十九億六千八百九十九万円、郵便局舎等の建設費が二十七億七千九百九十九万円、これらの業務を運営して行きます上に必要な間接的経費即ち総経費が百十二億一千九百九十九万円、恩給負担金及び失業退職手当の負担金等を他の会計に繰入れる経費が十二億四千九百九十九万円と相成つてゐるのであります。このほか業務外の支出として、失業保険印紙の売捌き代金をそれぞ

の歳出予算でございますが、これは歳入予算と同額の七百五十九億八千七百九十九万円を計上いたしてゐるのであります。この内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が二百三十三億六千六百九十九万円、為替貯金業務の運営に必要な経費が百四億七千七百九十九万円、保険年金業務の運営に必要な経費が百四億三千五百九十九万円、電気通信省より委託を受けております特定郵便局における電気通信業務の運営費が五十九億六千八百九十九万円、郵便局舎等の建設費が二十七億七千九百九十九万円、これらの業務を運営して行きます上に必要な間接的経費即ち総経費が百十二億一千九百九十九万円、恩給負担金及び失業退職手当の負担金等を他の会計に繰入れる経費が十二億四千九百九十九万円と相成つてゐるのであります。このほか業務外の支出として、失業保険印紙の売捌き代金をそれぞ

の歳出予算でございますが、これは歳入予算と同額の七百五十九億八千七百九十九万円を計上いたしてゐるのであります。この内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が二百三十三億六千六百九十九万円、為替貯金業務の運営に必要な経費が百四億七千七百九十九万円、保険年金業務の運営に必要な経費が百四億三千五百九十九万円、電気通信省より委託を受けております特定郵便局における電気通信業務の運営費が五十九億六千八百九十九万円、郵便局舎等の建設費が二十七億七千九百九十九万円、これらの業務を運営して行きます上に必要な間接的経費即ち総経費が百十二億一千九百九十九万円、恩給負担金及び失業退職手当の負担金等を他の会計に繰入れる経費が十二億四千九百九十九万円と相成つてゐるのであります。このほか業務外の支出として、失業保険印紙の売捌き代金をそれぞ

の歳出予算でございますが、これは歳入予算と同額の七百五十九億八千七百九十九万円を計上いたしてゐるのであります。この内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が二百三十三億六千六百九十九万円、為替貯金業務の運営に必要な経費が百四億七千七百九十九万円、保険年金業務の運営に必要な経費が百四億三千五百九十九万円、電気通信省より委託を受けております特定郵便局における電気通信業務の運営費が五十九億六千八百九十九万円、郵便局舎等の建設費が二十七億七千九百九十九万円、これらの業務を運営して行きます上に必要な間接的経費即ち総経費が百十二億一千九百九十九万円、恩給負担金及び失業退職手当の負担金等を他の会計に繰入れる経費が十二億四千九百九十九万円と相成つてゐるのであります。このほか業務外の支出として、失業保険印紙の売捌き代金をそれぞ

の歳出予算でございますが、これは歳入予算と同額の七百五十九億八千七百九十九万円を計上いたしてゐるのであります。この内訳を申し上げますと、郵便業務の運営に必要な経費が二百三十三億六千六百九十九万円、為替貯金業務の運営に必要な経費が百四億七千七百九十九万円、保険年金業務の運営に必要な経費が百四億三千五百九十九万円、電気通信省より委託を受けております特定郵便局における電気通信業務の運営費が五十九億六千八百九十九万円、郵便局舎等の建設費が二十七億七千九百九十九万円、これらの業務を運営して行きます上に必要な間接的経費即ち総経費が百十二億一千九百九十九万円、恩給負担金及び失業退職手当の負担金等を他の会計に繰入れる経費が十二億四千九百九十九万円と相成つてゐるのであります。このほか業務外の支出として、失業保険印紙の売捌き代金をそれぞ

つていのでございす。この歳出経費は前年度に比べ、予定したとおり支拂利率の引上と貯金現在高の増加とによるもの約十七億三千万円、郵政事業特別会計への事業費の繰入金が十億八千万円余、それへ増加いたしております。

次は簡易生命保険及郵便年金特別会計の予算について申し上げます。先ず保険勘定の予算であります。この勘定の歳入予算は、保険料収入が五百五十四億五千三百余万円、積立金及余剰金の利子収入が三十九億九千万円、その他一千八百余万円、合計五百九十四億六千二百余万円となつていのであります。

これを前年度の四百三十一億五千八百余万円に比べますと約百六十三億円程度の増加と相成るのでございす。この増加は新契約の募集目標を前年度は保険料で十億円であつたものを十八億円に増加したための保険料の収入増加が百四十九億五千万円、更にこれに伴ひます積立金及び余剰金に対する利子収入の増加が十三億六千万円と相成つていのでございす。

これに對しまする歳出予算は、保険金及還付金等の支払いに必要な経費が十八億四千四百万円、保険業務運営に必要な経費の財源に充てるため郵政事業特別会計に繰入れを必要とする経費が百三十七億四千万円、予備費三億四千万円、合計二百二十八億四千四百余万円となつていのであります。

次に年金勘定の予算であります。この勘定の歳入予算は総額八億一千五百万円、歳出予算は三億七千八百万円となつておりました。両勘定を合計いたしますと、その歳入総額は六百二十二億七千七百余万円、歳出総額は二百三十二億二千二百余万円となるのであります。

まして、三百七十億円の歳入超過を生じることと相成るのであります。この大半は契約者のために積立てるべき責任準備金となるものでありまして、法律の定めるところによりまして積立金として処理することによりましていのであります。

以上が昭和二十七年年度予算の概略でございますが、なお詳細な説明が必要でございます。政府委員をして説明いたさせます。

次に前回の国会當時から懸案となつております郵便貯金の預入総額の制限額引上と、利率の引上の問題であります。その必要性自体については各方面とも異論はないのであります。ただどの程度まで引上げるかという点につきまして未だ関係方面との最終的な諒解に至つておりませんが、成るべく速かにこの方面の了解を得まして、本国会に貯金法の改正法案を提案いたし、御審議願ひ運びにいたしたいと折角努力中であります。

なお、最後に寄附金附お年玉年賀葉書は、本年は三億五千万枚発行いたしたのであります。料金が割安であつたという特殊事情も勿論ございまして、それがにいたしまして関係各位の御協力と、従事員の懸命の努力によりまして年内にあら方売り尽すという誠に好成績で事業増収入上多大な成果を収めましたことを一言御報告申し上げておきます。

以上を以て私の御説明御報告を終りたいと存じますが、尚詳細の点につきましては御質問によりお答え申し上げます。

○委員長(岩崎正三郎君) 今の郵政省関係予算並びに郵政大臣所管事項の説明

明につきまして御質問がございましたらお願いいたします。

○中川幸平君 この最後の寄附金附お年玉年賀葉書の問題ですが、我々料金の改訂の際に、郵便料金の値上げをいたしたとしても国民大衆にそうして苦痛を与えない、ただ大口需要者に何かの割引をする方法はないかということをお願いする。申しておたのであります。その方法が見付からないのであります。まになつておる。そこでこの年賀葉書は国民大衆が非常に大口に利用する事柄であるから、せめてこの年賀葉書だけ一つ値上げをしないで本年のようによつて行つたほうが、国庫の収入のいいか悪いかということ抜きにして、その程度の事柄は考へべきでないか。かように考えますが、郵務局長さんから何かお考えありませんか、お伺ひいたします。

○政府委員(松井一朗君) 郵便料の負担というものが国民生活にとつては大した負担でないが、併し大口需要者にとつては相当大きな負担になるので、何かいい方法はないかという御意見が前の国会の際にございまして、私もその御趣旨の点を現在も郵便法の建前上できるだけ取入れてみたいと考へましていろいろと検討したのであります。先ず最初に私どもとして申上げたのは、大体において郵便料金を普通よりも値上げする根拠として、特にそれが社会生活上必要なものである、或いはこちらがそのために非常にコストが安くなる、そういうようなところに方法を求めなければならぬなと思ふのであります。そこでこの

前の改正法案では御承知のごとく市内特別郵便制度というものを作つたのであります。これは或る限られた都市内にのみ発着する一度にまとまつた郵便物につきましては、明らかに我々として或る程度コストが安くなるというような点を考へ併せて制度化したのであります。併しもより郵便の理想論から申しますれば、安いところも高いところも一貫した均一料金制度というものが望ましいのであります。だんだん郵便の利用の金額も高くなるという点からこの制度を認めたのであります。現在のところこれ以上進みまして、一年間に国民のほうはどれくらい利用するから安くするといつたようなことは、これを制度化することは非常に困難なことじやないかと思ふのであります。

○中川幸平君 大口需要者の割引制度といふことは至難ではありましようけれども、年賀郵便は本年のごとくやばり一月十日までという制限もありません。一時に国民大衆がどつと出すのだから、郵政省としては非常にコストが安くなる、それを一般郵便料金と一緒に五円取るというところは、非常に郵政省が暴利過ぎはしないか、少くもその期間だけ十日までは、一つ何か考へるべきじやないか、三円ぐらいというものが適当じやないかということ強く考へるのですが、何かお考えはありませんか。

○國務大臣(佐藤作君) 今の制度自身もお話のような点が相当加味されておる。今年の年賀郵便だけ二円に据置で、お年玉附一円、計三円ということでしたが、御審議を願ひました法律によりましてお年玉附で、来年の正月と申しますか、これはやはり五円ということになつております。だからお年

玉附の一円を外せば四円幾らの程度に安くすることがいいとか、これはいろいろ議論があると思ひます。こういうふうに思ひますが、郵政省自身がこの前の国会で御審議を頂きましたのが、只今申上げたような考へ方が考慮に実は入つておるわけでございます。ただ問題は幾らの金額がいいとかという問題になりまして、そのときの情勢からいろいろ勘案して参らなければならぬ。今郵務局長から申しましたように、大口利用者と申しまして、個々の個人がたたくさん使つてというだけではこれを特に割引するというのは郵便の性格から見まして如何かと思ふわけですが、ただ年賀といふような特別な問題もありまして、大口使用といふばかりでなしに、一つの行事等につきましても或る程度お奨めしたいような感じも又あるのではないかと考へます。御趣旨の点は一応取入れる、ただ金額自身について一体幾らがいいのかという問題については、これはいろいろ御議論もおありだろと思ひます。要することだらうと思ひます。

○楠本庫治君 今お二人の説明で、郵政省側の心持は十分にわかりました。併し仮定といたしまして五円にすれば大口とか、小口とかということではなく、年賀郵便といふ挨拶用の特別のもの、一年に一回のもの、それを五円に仮定すれば一億しか行かない、併し三円ぐらいにするならそれが三億とか、五億とか行くということもあり得ると思ふのです。仮に郵政省側で少しは収入の点において減ずることがあります。年賀といふ、細民なんかは本當は普通の通信なんかでないの

で、年賀郵便によつて旧交も温める、所在を教えて親の御機嫌を伺うという者も非常に多いと思うので、そうした国民の美しい心を生かして行くという意味を多分に取入れられて、而もそれがたくさん要るならば、働きは少し増すけれども、余りにも収入には大した関係はないのじやないかというような場合がないとも限りませんので、郵政省の狙いとしては年賀郵便に限り収入を中心に置かずに、国民により美しき、而も文化的な心と心の交流を近親になさしめるという、それに便利を図るということを多分に考慮に入れられてお考えになる必要があると思ひますので、愚見を申し上げたわけです。

○國務大臣(佐藤) 今の柏木委員のお話至極御尤もだと思います。もともと今年の年賀郵便を前年通りしたというの、ただ単に印刷ができていたとか、準備があつたとか、こういうような簡単な意味ではなく、年賀郵便と申しますか、年賀の機会に平素の疎遠を謝すとか、或いは交通するとか、或いは郵便事業自身に對しては国民からも多分に一つ関心を持つて頂きたい、こういうようなことを実は考えて普通料金にすることは如何か、僕は一つ郵政省がサービスをするのが本筋である。今商売の事業経営者からすれば、安くして数量が増え、総額としては収入が上がるということもありますが、或いは高くなったからつて必ずしもそれだけの収入が上がるかという事も言えるわけです。そういう事業運営上の問題よりも、先ほど申しましたような二つの理由が実は大きな問題になつておるわけでありまして。ただ問題はサービスするとして、そのサービ

スの程度が一体どの程度がいいのか。今葉書が五円になりましたので、年賀郵便としては四円になり、お年玉附五円ということになるわけで、年賀郵便としてはサービスしているということになるのでありますが、これはサービスの程度をもう少ししたらどうか、こういうような御意見はお私どもも考えなければならぬことだらうと思ひます。併し一面にこの種のサービスはやはりよほど限定して扱つて行かなければならない。制度そのものを余り事業的に運営して行くという事は、公益的性格から見ても必ずしも賛成し兼ねるわけでありまして。おのずからその限度がサービスの程度或いはその範囲等についてはあり得るのではないかと思ひます。年賀につきまして、これは偶

然の会でありまして、電気通信省のほうも、所管しておりますが、最近は一面に非常に高い年賀電報という制度がある。なか／＼その電報のほうも利用があるわけなんです、この種の年賀の電報なり、或いは電報なり、或いは封書で年賀をされるかたなり／＼／＼な扱い方があるものであります。それらの程度を考へて見まして、いろ／＼御高見も拝聴して、更に制度を完全なものにして行かなければならないと思ひますが、差当りのところでは前々国会で御審議を頂きました程度が一応適當じやないかというような結論になつてゐるわけです。

便のごときは、本年やられたようなことには是非ともやつてもらいたい、こういう私は希望を持っております。あのサービスを上記にすれば、だんだんお預け来るのです。だから郵政省においては損を埋めるといふような心配はない。むしろ大臣は年賀郵便に限つては、うんとサービスする、こういうふうにお願ひしたいと思つておるのです。この機会に申し上げておきます。

○中川幸平君 一月十日と期日を限定してありますから、それ以上になれれば、料金増でもそれは何ら差支えなと思ひますから、四円に一元では暴利過ぎる。これは一緒に扱ふならコストが非常に安くなるから、これは今年の三円で得損だということに抜きにしないで、それが国民に對する親切じやないか。それでも引合ふと思ひます。是非ともその実現にお考えを頂きたいと思ひます。強く要望いたします。

○國務大臣(佐藤) お説は至極御尤もでございます。殊に郵政事業が、各町村は勿論のことでありまして、山間の部落なり、或いは海浜の部落に對しても十分サービスのできるような施設を作る、これはもう理想だと思ひます。そこでいろ／＼工夫をいたしておるわけでありまして、ここには丁度駒井先生もおられますので、元の制度等については私が申し上げます。元もつとよく詳しく御経験等もありだと思ひますが、御承知のように敗戦後郵政事業の建前と申しますか、事業の運営の根本に大変更を加えた、そういう事柄が事業経営上から見ますと、いろ／＼経営も高んで参るわけでありまして、これを新しい民主国家の下で国民にできるだけのサービスを提供し、又同時に事業の運営も他の会計から特別の援助を受けないでやつて行け

るような方法はないだろうかというので、只今非常に苦心をいたしておるわけでありまして。昨年新定員法を制定いたしましたのも、これによりましてやはり事業の運営に或る程度の好影響をもたらすのではなかつたかという狙ひも実は持つておつたのであります。併しながら何を申すにいたしても、敗戦後のまだ五、六年の状態では非常に能率のいい事業経営にこれを直すと、いふことにはなか／＼困難さがあるわけでありまして。もつと時間をかけ、同時にもつと経営につきましても智慧を絞るようになりますれば、事業上の諸経費等も相当節約が可能ではないか、そういうような事態になりますれば、現在提供しておりますようなサービスでなしに、もつと津々浦々に至るまでのサービスも可能になるんじやないか、勿論是非ともそういうふうにしたいと思つておるわけでありまして。そこで元の請負制度を廃止いたしました結果の救済案として簡易郵便局制度を設けたのであります。これをみますと普及の程度なり、或いはこの発達の限度等、大して期待がかけられないというものが今の私どもの実見方でありまして。そこでやはり無集配局にいたしたとしても或る程度の業務ができるようなものを、できるだけ人員その他を都合いたしまして設置したい、これが只今の実は考え方でありまして。そうしてその利用度がだん／＼高まるに従ひましてそれが集配の局に変わつて行くという方向に持つて行きたいと思つております。最近人員整理のほうを非常にやかましく申しました結果、無集配局にいたしましたも、これを設置するこ

とが非常に困難である。どうも最近郵政省が新しい局を開設することに絶對反対なんじゃないか、こういうようなお話を聞かされたら、非常に厳格に新局の開設については厳重な調査等を進めておるわけでありまして。併し本来から申しますれば、本筋はどこまでもサービスを普及徹底することなんですから、その観点から見ますと、事業の収支状態をよくいたしまして、そうして全国的に郵便網を整備されるようにこの上とも努力して参りたいと思ひます。従いまして現在におきましても全然局を開設しないというような窮屈なものではない。又それらの局開設等の場合におきましても、できるだけその地方のかたにそのいうお世話を願うほうが業務の性質上立派な成績を挙げるとも思ひます。かような考え方をいたしております。できるだけ御希望に、又御期待に副うようにいたすつもりであります。

○委員長(岩崎正三郎君) ちよつと私も質問したいんですが、今回は幸いに独立採算制も漸く確立するようになったので結構であります。ところが機構改革で郵政省がどこかへ呑み込まれてしまふんじゃないかというふうな話もあるやうであります。これは結局郵政事業を中心とした事業が本場に確立できるような仕組みができて来ればそういうこともなくなつて来るので、従つて郵政事業などがいろいろの附帯事業をやることによつて確固たる独立採算制が確立できるんだ、かように考へておるわけでありまして。英國の郵政事業なんかもそういう方向を以て従業員のパースなんかも非常によくしておるという話を聞いておりますが、私ども

はこの間京都へ行きまして例のレコード郵便というのをちよつと見て来まして、あれども、ああいつたものでも何でも、少し厄介だと思つたけれども、積極的に事業を膨らまして行つて、そうして郵政省関係の事業なるものが財政的に確立できる、本場のパース・アップをこれからしたならば駄目だとか、こういうふうになつたら駄目だとか、そういう情ないやうなことでない仕組みを考へて行つてもいいやうなことを考へておるやうな、そういうことから関連してこの機構改革に対して大きな反動的な基礎ができて来ると思ひます。それでそういうものについて大臣はどういうお考えを持つておられるか、一つ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 行政機構改革の問題は、吉田総理も国会で施政演説の中に取込でござりまするやうに、是非とも政府としてはこの国会に案を提案いたしまして御審議を賜りたい、かように考へておる次第であります。が、まだ具体的な問題としては話合つた状況になつておらないのであります。新聞等に最近ちよつといろいろの案が出ております。それらの点から各方面からいろいろ御意見もあつたし、或いは又お叱りを受けたたりしておるものであります。政府内部におきましてはまだ具体的な問題にまでこの問題が進展しておらないのであります。従いまして、この機会に私の意見を申し上げます。折角のお尋ねがありまして、只今申し上げるやうな経過だけ申上げて御了承を得たいと思ひます。

○楠本庫治君 委員会はこゝで打ち切りました、あとで懇談会にして頂き、忌憚なく意見を語り合つたらと思ひます。

○委員長(岩崎正三郎君) それではこれから懇談会に移りますので、一応この会はやめます。速記をとめて。

午後四時十一分速記中止

午後四時四十五分速記開始

○委員長(岩崎正三郎君) 速記を開始して。速記を中止して簡易生命保険法の一部を改正する法律案の保険金最高制限額八万円について委員のかた々、種々御相談いたしたのであります。が、我々としては八万円では不足であるという結論に達し、少くとも十万円以上にいたすべきであるということになりました。これについて衆議院郵政委員会に我々の決意を申入れたいと思ひますが、その申入れの実行については委員長に御一任願ひます。

○委員長(岩崎正三郎君) それではそのように取計ります。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

十二月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案

連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案

連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案

連合国占領軍の爲す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件(昭和二十七年二月五日)

和二十年開令第四十三号)は、廃止する。

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「五万円」を「八万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年三月一日から施行する。但し、次項から第四項までの規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

3 昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約について払い込むべき保険料は、保険約款の定めるところにより、その取立を停止することができる。

4 前項の規定により取立を停止した保険料は、当該保険契約について保険金又は還付金を支払う場合において、支払金額から控除する。

二月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、兵庫縣新宮町の郵便局、電話交換局統一に関する諸願(第三二九号)

一、野崎郵便貯金払戻に関する陳情(第一六四号)

第三二九号 昭和二十七年一月二十四日受理

兵庫縣新宮町の郵便局、電話交換局統一に関する諸願

諸願者 兵庫縣揖保郡新宮町 紹介議員 赤木 正雄君

昭和二十六年四月一日兵庫縣揖保郡新宮町、西栗栖村、東栗栖村、香島村、越部村以上五箇町村を解消し新しく新宮町を設置したが、郵便物を例をとると大阪市より旧越部地区内へは大阪一新宮局、神岡局へ転送、旧西栗栖地区内へは大阪一新宮局、三日月局へ転送となり繁雑となる上、着信が一日または二日延着をきたす不都合と不便を生じているから、行政事務再配分により、町村合併をしたる管内郵便局および通信省所管の電話局の統一を、すみやかに実施せられたいとの諸願。

第一六四号 昭和二十七年一月二十三日受理

野崎郵便貯金払戻に関する陳情

陳情者 長野縣北安曇郡大町一、野崎郵便貯金は、在外公館の借入金に相当するものであつて、在外公館の借入金返済されつたとき野崎郵便貯金のすえ置は不公平であるから、払戻しを行われたいとの陳情。

昭和二十七年二月十四日印刷

昭和二十七年二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所